

地域包括支援センター
指定居宅介護支援事業所
指定第 1 号訪問事業訪問介護事業所
指定第 1 号通所事業通所介護事業所

} 御中

荒川区福祉部高齢者福祉課長

荒川区介護予防・日常生活支援総合事業における
第 1 号事業（訪問・通所）の令和 4 年度介護報酬改定について（通知）

日頃から当区の高齢者福祉事業にご協力いただきありがとうございます。

介護給付サービスにおける令和 4 年度介護報酬改定に伴い、荒川区介護予防・日常生活支援総合事業のうち、第 1 号訪問事業訪問介護及び第 1 号通所事業通所介護の介護報酬について、厚生労働大臣が定める基準を踏まえ検討した結果、下記のとおり改定いたします。

ご利用者様へのご案内、その他必要な手続等についてご対応をお願いいたします。

記

1 介護職員等ベースアップ等支援加算の創設

(1) 加算の概要

介護職員の処遇改善をより一層進めるため、対象介護事業所の介護職員（常勤換算）1 人当たりの収入を 3% 程度（月額平均 9,000 円相当）引き上げるための措置として、介護職員等ベースアップ等支援加算（以下「新加算」という。）を創設する。

(2) 取得要件（①及び②を全て満たすこと）

- ① 現行の介護職員処遇改善加算（Ⅰ）～（Ⅲ）のいずれかを取得している事業所であること
- ② 新加算の算定額を上回る介護職員等の賃金改善を行い、かつ、介護職員及びその他の職員のそれぞれについて、賃金改善に要する費用の 3 分の 2 以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てること

(3) 加算率

サービス区分	加算率
第 1 号訪問事業訪問介護	単位数合計*×24/1000
第 1 号通所事業通所介護	単位数合計*×11/1000

※ 算定方法は介護給付サービスにおける同加算と同じ

(4) 施行日

令和 4 年 10 月 1 日以降のサービス提供分から

2 新加算に係る届出等について

新加算を取得する第1号事業（訪問・通所）事業所は、以下のとおりお手続きください。

(1) 提出書類（詳細は荒川区 HP をご確認ください）

- ① 介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書
- ② 介護職員処遇改善加算等の算定に係る体制等に関する届出書（加算届）

※ 様式は荒川区 HP からダウンロードしてください。

荒川区 HP: トップページ > 介護 > 介護サービス事業者向け情報 > 地域密着型サービス > 【重要】介護職員等ベースアップ等支援加算（新加算）について

(2) 提出期限

提出書類①：算定開始月の前々月の末日まで

（令和4年10月から算定する場合は、令和4年8月31日（水）まで）

提出書類②：算定開始月の前月の15日まで※

（令和4年10月から算定する場合は、令和4年9月15日（木）まで）

※ 可能な限り、①提出時に②も併せてご提出ください。

(3) 提出先及び提出方法

荒川区 福祉部 介護保険課 事業者支援係 へ郵送（必着）又はご持参ください

住所 〒116-8501 荒川区荒川2-2-3

電話 03-3802-3111（内線2446）

(4) その他

賃金改善期間後、処遇改善実績報告書の提出が必要です。詳細は別途、荒川区 HP でご案内いたします。

3 第1号事業（訪問・通所）単位数サービスコード表等について

令和4年10月1日以降のサービス提供分から適用する単位数サービスコード表及び単位数表マスタ（CSV）は、準備が整い次第、荒川区 HP 等に掲載いたします。

4 参考資料

厚生労働省 HP「令和4年度介護報酬改定について」において、同省発出の改定の概要資料、関連する告示及び通知文書等をご確認いただけます。

【問合せ先】

荒川区 福祉部 高齢者福祉課 介護予防事業係

電話 03-3802-3111（内線2666）